

【改正後全文／平成23年9月末の既存数の別表は、8ページ以降】

介護保険施設等の指定等に関する取扱要領

(目的)

第1 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号、以下「法」という。）に規定する介護保険施設等（第2第一号から第四号に定めるものをいう。以下「施設等」という。）の認可、許可、指定及び届出の受理（以下「指定等」という。）に係る手続きに当たり、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領（平成14年4月1日）第1条及び第3条(3)に基づき、関係機関等から意見聴取及び関係機関等相互の連絡調整等（以下「意見聴取及び連絡調整」という。）を行い、もって指定等に係る手続等の公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うことを目的として、この取扱要領を定める。

(意見聴取及び連絡調整を行う事項)

第2 愛知県圏域保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う。

ただし、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）の転換先の施設等の指定等に関する事項を除く。

一 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（地域密着型（法第8条第20項）を除く。）

老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第15条第6項の特別養護老人ホームの認可に関する事項及び法第48条第1項の指定に関する事項

二 介護老人保健施設

法第94条第5項の許可に関する事項

三 介護療養型医療施設

法第107条第4項の指定に関する事項

四 特定施設（地域密着型（法第8条第19項）を除く。）

法第70条第3項及び第4項の指定に関する事項及び法第75条の変

更の届出等のうち指定利用定員が増加する届出に関する事項

ただし、法第41条の指定を受け混合型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム及び有料老人ホームが、「混合型特定施設入居者生活介護の指定入居定員」を変更しようとする場合であって、その変更後の数が、次のいずれかに該当する場合の変更に関する事項を除く。

ア 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第15条第3項及び第16条第2項の規定に基づき届け出がなされている「入所定員」の数以内であるとき。(市町村等の養護老人ホーム)

イ 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第15条第4項及び第16条第3項の規定に基づき認可を受けている「入所定員」の数以内であるとき。(社会福祉法人の養護老人ホーム)

ウ 変更しようとする施設における、平成18年3月31日までに老人福祉法第29条第1項及び第2項の規定に基づき届け出がなされている「入居定員」の数以内であるとき。(有料老人ホーム)

(既存数の公表)

第3 療養病床から転換したものを除く施設等については、高齢福祉課において毎年3月31日と9月30日現在の指定入所定員総数等(以下「既存数」という。)を明らかにした別表を公表する。ただし、推進会議において適当である旨の意見があり、整備することを承認した施設等が指定等に至らない場合であっても、既存数に算入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、混合型特定施設の既存数は、当該施設の総定員数のうち特定施設として指定された定員数に0.7を乗じたものとし、端数は切り捨てる。

(事前相談)

第4 第2の各号に規定する指定等を受けようとする者(以下「設置予定者」という。)は、整備予定の施設等の概要を記載した事前相談票(介護老人福

社施設、介護老人保健施設及び特定施設にあつては様式 1 及び様式 1 - 1、介護療養型医療施設にあつては様式 1 及び様式 1 - 2) を当該施設等が所在することとなる市町村（以下「当該市町村」という。）及び福祉相談センター地域福祉課へ次の各号に定める日までに提出しなければならない。

なお、市町村が公募等により設置予定者を選定する場合、市町村が設置予定者に代わって事前相談票を福祉相談センター地域福祉課に提出するものとする。

- 一 前年度の 3 月末日の既存数が公表されてから当該年度の 5 月末日まで
- 二 当該年度の 9 月末日の既存数が公表されてから 11 月末日まで

- 2 福祉相談センター地域福祉課は、事前相談票の提出を受けるに当たり設置予定者に対し、整備又は指定等予定年度、土地・建物等の確保の方法及び事業運営方法等について確認するものとする。

また、当該市町村に対して、前項の各号の規定により提出のあった事前相談票の施設等の指定等が、当該市町村の法第 117 条に基づく介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）における利用見込量の範囲内であるかどうかの確認及びその他参考意見（様式 2）を求めるものとする。

- 3 事前相談票につき当該市町村の確認及びその他参考意見等を求めた後、福祉相談センター地域福祉課は、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」及び「圏域保健医療福祉推進会議の運用について」（平成 14 年 4 月 1 日付け健康福祉部長通知）に定める幹事会及びワーキンググループに諮り事務局案を作成する。ただし、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に係る事務局案作成に当たって、特に医療関係団体等との連絡調整が必要な場合には、福祉相談センター地域福祉課は、保健所に必要な情報を速やかに伝達し、協力依頼を行うものとする。

（意見聴取及び連絡調整の基準）

- 第 5 第 4 第 1 項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 法第 118 条に基づく介護保険事業支援計画におけるそれぞれの施設種別（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。）の

圏域毎、年度毎の整備目標値（必要入所定員総数又は必要利用定員総数）から既存数を差し引いた数の範囲内であること。ただし、施設等の円滑な整備の促進のため、計画の最終年度の整備目標値が適当とするなど圏域内の全市町村が必要と認める場合はこの限りでない。

なお、第2第三号に定める介護療養型医療施設の指定については、特別の事情があると認められる場合を除き、整備することを原則承認しないものとする。

二 圏域内においてバランスのとれた施設配置であること。この場合、当該施設種別の整備率（当該市町村に設置されている施設の定員の合計数（着手しているものを含む。）／当該市町村の事業計画上の利用見込量×100）の低い市町村に立地するものを優先することとする。

三 当該市町村の事業計画の利用見込量を超える場合の調整に当たっては、別に定める施設等整備の基本事項、当該市町村における施設等の整備状況及び整備の考え方などを総合的に勘案するものとする。

ただし、同条件、同順位の場合は、抽選で決める。

四 第二号及び第三号の規定にかかわらず、当分の間、第2第四号に定める特定施設のうち混合型特定施設については、既に混合型特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設が老人福祉法の規定により既に届け出がされた入所定員及び入居定員又は認可された入所定員の数以内で混合型特定施設入居者生活介護の指定入居定員を増加させるものを優先することとする。

（推進会議の結果の伝達）

第6 福祉相談センター地域福祉課は、推進会議における意見聴取及び連絡調整の結果について、速やかに高齢福祉課に報告するとともに、設置予定者に伝達（様式3）する。

2 前項の報告を受けた高齢福祉課は、特定施設に係る推進会議の結果については、指定等を行う福祉相談センター地域福祉課へ報告するものとする。

なお、推進会議の結果を報告した福祉相談センター地域福祉課と特定施設の指定等を行う福祉相談センター地域福祉課が同一の場合には、この報

告を省略するものとする。

(指定等)

第7 第2の各号に規定する指定等にあたっては、推進会議における意見聴取及び連絡調整の結果を尊重するものとする。

(適用除外)

第8 既に指定等を受けている施設等が移転又は承継等で開設者変更をする場合であって、既存数を超えない場合は、この要領を適用せず、推進会議での意見聴取及び連絡調整を経ることなく指定等を行うことができる。

2 前項により指定等を行った場合は、高齢福祉課は、指定等の後、当該施設等が所在する圏域を所管する福祉相談センター地域福祉課に指定等の結果を連絡し、連絡を受けた福祉相談センター地域福祉課は、施設等が所在する市町村に、速やかに連絡するものとする。なお、特定施設の場合は、この手続きに先立ち、指定を行った福祉相談センター地域福祉課は、指定の後、速やかに高齢福祉課に指定の結果を連絡するものとする。また、当該施設等が名古屋市に所在する場合、名古屋市への連絡は高齢福祉課が行う。

(名古屋圏域における取扱特例)

第9 名古屋圏域においては、この要領中「福祉相談センター地域福祉課」とあるものを「高齢福祉課」と読みかえる。

2 名古屋圏域においては第4第3項の規定にかかわらず、事務局案の作成及び関係団体・関係機関との調整は高齢福祉課と名古屋市が協力して行う。

3 名古屋圏域においては、第5第二号中「市町村」とあるものを「区」に読みかえることができる。

(その他)

第10 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行日)

- 1 この要領は、平成14年5月31日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係る平成14年度の取扱特例)

- 2 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係る整備及び指定については、平成14年11月末日までに事前相談票が提出されたものを、直近の推進会議において、意見聴取及び連絡調整を行う。

(介護療養型医療施設に係る平成14年度の取扱特例)

- 3 介護療養型医療施設の指定については、平成14年8月15日までは、その申請を高齡福祉課で直接受け付け、審査の上、適当と認められるものについて、指定する。

二 平成14年8月16日以降平成14年11月末日までに事前相談票が提出されたものについては、直近の推進会議において、意見聴取及び連絡調整を行う。

附則

(施行日)

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(施行日前の推進会議の意見聴取及び連絡調整の取扱)

- 2 平成18年3月以前に開催された推進会議においてなされた平成18年度以降の指定等に関する意見聴取及び連絡調整は、原則として効力を有しないものであるが、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について計画的に整備が進捗していると高齡福祉課において把握されているものについては、第3第1項ただし書きを適用する。

(特定施設に係る取扱特例)

- 3 平成18年3月31日までに着工された特定施設は、既存数に算入する。

附則

(施行日)

この要領は、平成18年11月10日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成19年4月23日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成19年6月5日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成20年4月23日から施行する。

附則

(施行日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別 表

注意:療養病床から転換した施設分は、含まない。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

(単位:人)

圏域	平成23年度整備目標 (必要入所定員総数)	認可入所定員総数 (平成23年9月30日) (b)	平成23年度整備に 当たっての差引数 (a-b)
名古屋	6,179	6,405	-226
海部	1,078	990	88
尾張中部	436	436	0
尾張東部	1,232	1,223	9
尾張西部	1,532	1,490	42
尾張北部	1,996	1,963	33
知多半島	1,948	1,970	-22
西三河北部	1,101	1,091	10
西三河南部	2,563	2,523	40
東三河北部	349	340	9
東三河南部	1,770	1,770	0
合計	20,184	20,201	-17

介護老人保健施設

(単位:人)

圏域	平成23年度整備目標 (必要入所定員総数)	認可入所定員総数 (平成23年9月30日) (b)	平成23年度整備に 当たっての差引数 (a-b)
名古屋	6,209	6,562	-353
海部	867	828	39
尾張中部	296	292	4
尾張東部	1,046	1,000	46
尾張西部	1,208	1,185	23
尾張北部	1,461	1,443	18
知多半島	1,527	1,547	-20
西三河北部	802	773	29
西三河南部	2,248	2,185	63
東三河北部	233	233	0
東三河南部	1,359	1,359	0
合計	17,256	17,407	-151

介護療養型医療施設

(単位:人)

圏域	平成23年度整備目標 (必要入所定員総数)	認可入所定員総数 (平成23年9月30日) (b)	平成22年度整備に 当たっての差引数 (a-b)
名古屋	0	883	-883
海部	0	214	-214
尾張中部	0	195	-195
尾張東部	0	233	-233
尾張西部	0	42	-42
尾張北部	0	75	-75
知多半島	0	145	-145
西三河北部	0	95	-95
西三河南部	0	397	-397
東三河北部	0	150	-150
東三河南部	0	824	-824
合計	0	3,253	-3,253

介護専用型特定施設入居者生活介護

(単位:人)

圏域	平成23年度整備目標 (必要利用定員総数)	指定利用定員総数 (平成23年9月30日) (b)	平成23年度整備に 当たっての差引数 (a-b)
名古屋	766	764	2
海部	0	0	0
尾張中部	0	0	0
尾張東部	0	0	0
尾張西部	0	0	0
尾張北部	30	30	0
知多半島	60	60	0
西三河北部	0	0	0
西三河南部	70	70	0
東三河北部	0	0	0
東三河南部	56	56	0
合計	982	980	2

混合型特定施設入居者生活介護

(単位:人)

圏域	平成23年度整備目標 (必要利用定員総数)	推定利用定員総数 (平成23年9月30日) (b)	平成23年度整備に 当たっての差引数 (a-b)
名古屋	3,211	3,134	77
海部	224	223	1
尾張中部	142	176	-34
尾張東部	611	611	0
尾張西部	320	318	2
尾張北部	469	430	39
知多半島	418	428	-10
西三河北部	211	202	9
西三河南部	470	504	-34
東三河北部	50	36	14
東三河南部	306	296	10
合計	6,432	6,358	74

様式 1

平成 年 月 日

愛知県〇〇福祉相談センター次長兼地域福祉課長殿
(愛知県健康福祉部高齢福祉課長殿)

住 所 _____
法 人 名 _____
代 表 者 名 _____ 印
電 話 番 号 _____
F A X 番 号 _____

「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」第4に基づく

事前相談について

「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」第4に基づく事前相談については、別添のとおりです。

様式 1 - 1

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・特定施設の指定等に関する事前相談票

法人の概要	概況	既 設 ・ 新 設 新設の場合（開設予定年月）： 法人の種類：社会福祉法人・医療法人・その他（ ）
	主な事業内容	
	介護保険事業の実施状況	
施設の概要	施設種別	
	整備定員	現 在 人 整備希望定員数 人 合 計 人
	建築面積	
	整備時期	着工予定年月： 開所予定年月：
	建物の所有状況	自己所有 ・ 建物所有者から借上（同意： 有 ・ 無）
	主な併設施設	
土地の概要	所在地	
	土地の概況	地 目： 農地転用の必要性： 不要 ・ 必要 用途区域： 敷地の全部が市街化区域内 敷地の一部が市街化区域内 敷地の全部が市街化区域外 敷地面積：
	土地の所有状況	自己所有 地主から借上（同意の有無：有・無）（借地期間 年）
その他	整備理由	

（注）法人の定款、法人の決算書、建物の平面図、整備予定地の地図、運営方針、資金計画、収支見込、介護保険事業の実施状況（パンフレット等）、施設整備に係るスケジュールを添付すること。

介護療養型医療施設の指定に係る事前相談票

施設 の 概 要	医療機関名			
	所在地	〒		
	開設許可 年月日		療養病床数	
	連絡先	(Tel)	(Fax)	
	管理者職氏名			
整 備 内 容	指定状況	1 新規 2 既指定（指定年月日：平成 年 月 日） 3 現在は指定されていないが、過去に指定されていた。 （指定年月日：平成 年 月 日）		
	療養病床のうちの今回の介護保険適用希望病床数	(現在)	(希望病床数)	(合計病床数)
		床	床	床
	整備理由			
療 養 病 床 転 換 予 定	転換予定時期	年 月		
	転換予定の介護保険施設等種別			
	転換予定定員	人（床）		
	整備主体 法人種別			

愛知県〇〇福祉相談センター一次長兼地域福祉課長殿

(愛知県健康福祉部高齢福祉課長殿)

〇〇市町村〇〇課長

記入者氏名 _____

電話番号 _____

介護保険施設等の指定等に関する事前相談票に対する意見

平成 年 月 日付けで照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

相談票の概要	住所・法人名	住 所： 法人名：
	施設種別	
	整備定員	
市町村の確認事項	市町村介護保険事業計画における利用見込量との関連	計画の範囲内 ・ 計画の範囲を超過する
	その他参考事項	

(記入要領)

- 「計画の範囲を超過する」に○を付けられた場合、当該施設の開設を推進したい意向であれば、「その他参考事項」欄に、その旨を記載してください。
- その他、特に参考とすべき事項や意見等があれば、「その他参考事項」欄に記載してください。

年 月 日

〇〇〇法人

代表 様

愛知県〇〇福祉相談センター次長兼地域福祉課長
(愛知県健康福祉部高齢福祉課長)

「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」第6に基づく
推進会議の結果の伝達について (通知)

〇年〇月〇日付けで貴職から提出された〇〇施設の指定等に係る事前相談票について〇〇圏域保健医療福祉推進会議で調整した結果は、下記のとおりです。

なお、事前相談票に基づく整備着手が困難又は整備計画を断念するなどが生じた場合は、速やかに報告してください。

おって、今後は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、適切に手続きを行ってください。

記

施設種別	
整備予定地	
整備予定年度	着工予定年月： 開設予定年月：
整備定員	新設 人 (増 人)
推進会議の結果	案のとおり

(案1) 事前相談票に記載された施設については、整備することを承認します。

(案2) 事前相談票に記載された施設については、(圏域の整備目標量を超過するため)、整備できません。

介護保険施設等の指定等に関する取扱要領第5第三号に基づく
施設等整備の基本事項

1 用地確保の状況

抵当権の有無、借地の場合の地主との合意、市街化区域又は市街化調整区域及び開発規制許可の取得状況等

2 施設の基準

施設の構造設備の基準との合致、利便性及び個人のプライバシー等に配慮した構造設備の状況等

3 職員配置状況

職員配置の基準との合致、必要に応じて基準以外の職員配置の状況等

4 施設の運営方針

施設における運営方針の状況等

5 資金計画

自己資金、借入資金、償還計画、開設後の収支見込みの状況等

6 介護保険事業の運営状況

法人が行う既存の介護保険事業における実地指導等による指摘事項の状況等

7 法人の状況

法人が行う既存事業の運営状況、法人の資産、負債等の状況及び事業遂行の支障の有無等

8 利用料金

特定施設入居者生活介護における一時金及び利用料の状況等

附則

この基本事項は、平成18年11月10日から施行する。

【参考】

◆ 愛知県老人福祉圏域及び担当

圏 域	市 町 村 名	担 当
名 古 屋	名古屋市	愛知県健康福祉部高齢福祉課 (電話 052-954-6288/直通)
海 部	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	愛知県海部福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0567-24-2111/代表)
尾 張 中 部	清須市、北名古屋市、豊山町	愛知県尾張福祉相談センター 地域福祉課 (電話 052-961-1769/直通)
尾 張 東 部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、 日進市、東郷町、長久手町	
尾 張 西 部	一宮市、稲沢市	
尾 張 北 部	春日井市、犬山市、江南市、 小牧市、岩倉市、大口町、 扶桑町	
知 多 半 島	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、南知多町、美浜町、 武豊町	愛知県知多福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0569-31-0121/直通)
西三河北部	豊田市、みよし市	愛知県豊田加茂福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0565-33-0294/直通)
西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、知立市、 高浜市、一色町、吉良町、 幡豆町、幸田町	愛知県西三河福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0564-27-2737/直通)
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、 豊根村	愛知県新城設楽福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0536-23-8051/直通)
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 田原市	愛知県東三河福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0532-54-5111/代表)

介護保険施設等の指定等に関する手続きの流れ

(注) 介護療養型医療施設については、現在、原則として整備を承認していません。

1 事前相談票の提出（毎年5月末または11月末まで）

○提出先：県福祉相談センター地域福祉課または県高齢福祉課及び市町村

(注) 県への提出先は施設の整備予定市町村により異なりますので、詳細は「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」16ページの表をご覧ください。

2 整備予定市町村への確認及び意見聴取（県→市町村）

○施設等の指定等が市町村の介護保険事業計画における利用見込量の範囲内であるか

○その他、施設等の整備に関する意見

3 圏域における調整

○県の介護保険事業支援計画における施設種別の圏域ごと、年度ごとの整備目標値から既存数を差し引いた数の範囲内であること（※）

※施設等の円滑な整備の促進のため、計画の最終年度の整備目標値が適当とするなど圏域内の全市町村が認める場合は、年度ごとの整備目標値を超えても承認される場合があります。

○圏域内においてバランスの取れた施設配置であること

市町村（名古屋圏域においては区）ごとの施設種別の整備率が低い市町村へ立地するものを優先します。

4 圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取及び連絡調整

○圏域における調整内容をもとに、保健医療福祉推進会議において意見聴取及び連絡調整を行います。

5 圏域保健医療福祉推進会議の結果の伝達

○事前相談票を提出されたすべての方（法人）に保健医療福祉推進会議の結果について文書で通知します。

6 着工、指定申請

○指定申請書の提出先は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設については県高齢福祉課、特定施設については、整備予定市町村により尾張福祉相談センター・西三河福祉相談センター・東三河相談センターのいずれかの地域福祉課となります。

7 指定（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、特定施設）